

日立労働基準監督署の電話がダイヤルインに変わります

4月1日（水）から、日立労働基準監督署の電話は部署直通となります。

36 協定・就業規則届、労働時間、賃金、解雇等労働条件担当の「監督」に、労働災害防止、健康確保、機械・設備の設置届等担当の「安全衛生」に、労災保険の給付、労働保険の加入等担当の「労災」に、雇止め、賃金引下げ、いじめ・嫌がらせ等の相談担当の「総合労働相談コーナー」に直接つながります。

番号は次のとおりです。

日立労働基準監督署

監督（第一、二方面）

0294-22-5187

安全衛生（第三方面）

0294-88-3980

労災（労災課）

0294-88-3981

総合労働相談コーナー

0294-88-3977

<ダイヤル案内>

業 務	担 当 部 署
36 協定・就業規則等各種届出の受理、労働基準法等に係る許可・認定の調査、労働条件等の監督指導に関する事など。	第一、第二方面(監督) 0294-22-5187
労働災害防止、労働者の健康確保に関する指導、ボイラー・クレーン等の検査、機械の設置届・計画届、労働安全衛生法に係る免許・技能講習等、労働者死傷病報告等に関する事など。	第三方面(安全衛生) 0294-88-3980
労災保険の給付、労働保険の加入等に関する事など。	労 災 課 0294-88-3981
労働条件・その他労働問題、解雇・雇止め、賃金引下げ、いじめ嫌がらせ等の相談に関する事など。	総合労働相談コーナー 0294-88-3977

受付時間：開庁日（土日、祝祭日、年末年始以外）の8時30分から17時15分まで。

※ 令和2年3月31日までの電話番号は、これまでどおり0294-22-5187です。